

広島市告示第 2 9 号

平成 1 7 年 2 月 1 日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市農業集落排水処理施設条例（平成 6 年広島市条例第 1 5 号）第 4 条の規定により告示します。

なお、関係図面は、経済局農林水産部において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 供用を開始する年月日

平成 1 7 年 2 月 1 日

2 汚水を排除及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域 | 排水処理施設の名称                  |
|-----------------|----------------------------|
| 安芸区阿戸町の一部       | 阿 戸 農 業 集 落<br>排 水 処 理 施 設 |

広島市告示第 3 0 号

平成 1 7 年 2 月 2 日

結核予防法（昭和 2 6 年法律第 9 6 号）第 3 6 条第 1 項の規定により、医療を担当させる機関として、次に掲げる医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 2 6 年政令第 1 4 2 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称                | 所 在 地                   | 開設者氏名                            | 指 定<br>年 月 日         |
|--------------------|-------------------------|----------------------------------|----------------------|
| 久安外科・内科医院          | 広島市西区観音本町二丁目 7 番 23 号   | 大久保 雅道                           | 平成 17 年<br>1 月 6 日   |
| 大島内科医院             | 広島市西区己斐本町一丁目 16 番 11 号  | 竹内 由紀                            | 平成 17 年<br>1 月 8 日   |
| たかはし小児科アレルギー科クリニック | 広島市安佐北区口田三丁目 26 番 5 号   | 高橋 明裕                            | 平成 17 年<br>1 月 27 日  |
| ワコー堂薬局             | 広島市佐伯区五日市中央二丁目 7 番 24 号 | 奥田 隆春                            | 平成 16 年<br>11 月 18 日 |
| トワニー薬局             | 広島市南区出汐一丁目 12 番 24 号    | 株式会社<br>サザンクロス<br>代表取締役<br>池田 康彦 | 平成 17 年<br>2 月 1 日   |
| ミウラ薬局              | 広島市南区皆実町四丁目 18 番 16 号   | 有限会社<br>ミウラ<br>代表取締役<br>三浦 隆     | 平成 17 年<br>2 月 1 日   |

広島市告示第 3 1 号

平成 1 7 年 2 月 2 日

結核予防法（昭和 2 6 年法律第 9 6 号）第 3 6 条第 4 項の規定

により、次に掲げる指定医療機関からその指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和 2 6 年政令第 1 4 2 号）第 2 条の 5 第 2 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称       | 所 在 地                  | 開設者氏名                              | 辞 退<br>年 月 日         |
|-----------|------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 大島内科医院    | 広島市西区己斐本町一丁目 16 番 11 号 | 三保 成正                              | 平成 16 年<br>12 月 29 日 |
| 久安外科・内科医院 | 広島市西区観音本町二丁目 7 番 23 号  | 久安 徹                               | 平成 16 年<br>12 月 31 日 |
| パンダ薬局     | 広島市東区若草町 9 番 6 号 102   | 有限会社 エイ・ケイ・アイ<br>代表取締役<br>井上 加奈    | 平成 16 年<br>12 月 31 日 |
| 舟入幡薬局     | 広島市中区舟入中町 4 番 4 号      | 有限会社敬愛<br>ファーマシー<br>代表取締役<br>安田 敬子 | 平成 17 年<br>1 月 31 日  |

広島市告示第 3 2 号

平成 1 7 年 2 月 2 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、同法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称   | 所 在 地                   | 指 定<br>年 月 日        |
|-------|-------------------------|---------------------|
| 岩田接骨院 | 広島市安佐北区口田南七丁目 26 番 24 号 | 平成 17 年<br>1 月 11 日 |

広島市告示第 3 3 号

平成 1 7 年 2 月 7 日

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 4 5 条第 2 項の規定により広島市向洋西土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定により公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第 3 4 号

平成 1 7 年 2 月 9 日

平成 1 7 年第 2 回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 招集日 平成17年2月17日

2 招集場所 広島市役所

~~~~~  
広島市告示第35号

平成17年2月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 指 定<br>年 月 日   | 名 称                    | 所 在 地                 | 開設者名(氏名)                         | 住 所(所在地)           |
|----------------|------------------------|-----------------------|----------------------------------|--------------------|
| 平成17年<br>1月1日  | デイサービスセンターさくらんぼ五日市ゆとり  | 広島市佐伯区五日市中央二丁目3-19    | 医療法人新生会理事長 寺園 崇                  | 山口県岩国市多田三丁目101-5   |
| 平成16年<br>10月1日 | デイサービスセンター「エネルギケア平和公園」 | 広島市中区大手町三丁目11-20      | 株式会社エネルギケア介護サービス取締役社長 田中 宏尚      | 広島市中区大手町三丁目11-20   |
| 平成16年<br>12月1日 | 特定非営利活動法人さわかきあ広島あいプラン  | 広島市安佐南区伴東一丁目25-1      | 特定非営利活動法人さわかきあ広島 代表名 雪 君子        | 広島市安佐南区伴東一丁目25-1   |
| 平成17年<br>1月1日  | 居宅介護支援事業所ひよこ           | 広島市西区古江一丁目719-3       | 有限会社ひよこ取締役 鳥越 久美子                | 広島市西区古江一丁目719-3    |
| 平成17年<br>1月1日  | デイサービスひよこの家            | 広島市西区古江一丁目719-3       | 有限会社ひよこ取締役 鳥越 久美子                | 広島市西区古江一丁目719-3    |
| 平成17年<br>1月1日  | 株式会社セレクト 居宅介護支援事業所     | 広島市中区八丁堀6-10          | 株式会社セレクト 代表取締役 江夏 裕盛             | 広島市中区八丁堀6-10       |
| 平成17年<br>1月1日  | 株式会社セレクト 訪問看護ステーション広島  | 広島市中区八丁堀6-10          | 株式会社セレクト 代表取締役 江夏 裕盛             | 広島市中区八丁堀6-10       |
| 平成17年<br>2月1日  | 株式会社コムスン石内ケアセンター       | 広島市佐伯区利松一丁目24-8       | 株式会社コムスン 代表取締役 樋口 公一             | 東京都港区六本木六丁目10-1    |
| 平成17年<br>2月1日  | デイサービス Miltonia        | 広島市佐伯区八幡東二丁目1-23      | アイエルエス株式会社 代表取締役 尾崎 仁剛           | 広島市中区舟入南一丁目7-8     |
| 平成17年<br>2月1日  | ねむの木ケアステーション           | 広島市東区牛田本町三丁目4-18      | 合資会社ねむの木ケアステーション 無限責任社員 伊藤 礼子    | 広島市東区牛田本町三丁目4-18   |
| 平成17年<br>2月1日  | 居宅介護支援事業所キララ           | 広島市中区猫屋敷8-24田辺ビルA-201 | 株式会社ネクサス 代表取締役 川上 慶彰             | 広島市佐伯区皆賀二丁目2-31    |
| 平成17年<br>2月1日  | 愛ゆうスマイル大芝              | 広島市西区大芝一丁目2-3山根ビル2階   | 株式会社メディア ネットコンサルティンク 代表取締役 豊田 貴志 | 広島市中区光南六丁目2-1-1305 |

~~~~~  
広島市告示第36号

平成17年2月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次に掲げる指定介護機関から事業所等の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2項の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

| 廃 止<br>年 月 日   | 名 称          | 所 在 地            | 開設者名(氏名)                      | 住 所(所在地)         |
|----------------|--------------|------------------|-------------------------------|------------------|
| 平成17年<br>1月31日 | ねむの木ケアステーション | 広島市東区戸坂千足一丁目3-12 | 合資会社ねむの木ケアステーション 無限責任社員 伊藤 礼子 | 広島市東区戸坂千足一丁目3-12 |

~~~~~  
広島市告示第37号

平成17年2月9日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

~~~~~  
広島市告示第38号

平成17年2月10日

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第6条第2項及び第8条第1項の規定により、平成17年4月25日から佐伯郡湯来町を廃し、その区域を広島市に編入することに伴う経過措置を、同町と協議して次のとおり決めました。

広島市長 秋葉忠利

- 合併特例法第6条第2項の規定により、広島市議会の議員の残任期間に相当する期間、同条第2項に規定する編入合併特例定数をもって広島市議会の議員の定数とする。
- 合併特例法第8条第1項の規定により、広島市及び佐伯郡湯来町の合併の際湯来町農業委員会の選挙による委員で広島市農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの3人は、広島市農業委員会の委員の残任期間、引き続き広島市農業委員会の選挙による委員として在任する。

~~~~~  
広島市告示第39号

平成17年2月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ディオ広島南店

- (2) 所在地 広島市南区宇品海岸三丁目 3 2 8 番 5 4 0 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司  
岡山県倉敷市堀南 7 0 4 番地の 5
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者

| 小 売 業 者 名 |                | 住 所                     |
|-----------|----------------|-------------------------|
| 名 称       | 代 表 者          |                         |
| 大黒天物産株式会社 | 代表取締役<br>大賀 昭司 | 岡山県倉敷市堀南<br>7 0 4 番地の 5 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 1 7 年 1 0 月 1 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1, 5 4 0 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数  
9 8 台
- (2) 駐輪場の収容台数  
5 0 台
- (3) 荷さばき施設の面積  
3 6 平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
1 7 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
2 4 時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
2 4 時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2 か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 1 1 時まで
- 8 届出年月日  
平成 1 7 年 1 月 3 1 日
- 9 届出書の縦覧場所
- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済局経済振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目 5 番 4 4 号  
広島市南区役所市民部市政振興課
- 1 0 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
- (1) 縦覧期間  
平成 1 7 年 2 月 1 0 日から 6 月 1 0 日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日は除く。）
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 1 1 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大

規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成 1 7 年 6 月 1 0 日

(2) 提 出 先

〒 7 3 0 - 8 5 8 6

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号

広島市経済局経済振興課

広島市告示第 4 0 号

平成 1 7 年 2 月 1 0 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 5 項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同法第 6 条第 6 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 本通サザン

(2) 所在地 広島市中区本通 3 番 9 外

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2, 1 0 2 平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

8 6 3 平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下となる日

平成 1 7 年 2 月 4 日

5 届出年月日

平成 1 7 年 2 月 4 日

広島市告示第 4 1 号

平成 1 7 年 2 月 1 5 日

広島市公印管理規則（昭和 2 7 年広島市規則第 3 9 号）第 9 条の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 文 書 名                          | 印影に使用する<br>公 印 の 名 称 |
|--------------------------------|----------------------|
| 法人市民税更正・決定通知書                  | 印影印刷専用市長印            |
| 法人等の市民税のみなす申告通知書               |                      |
| 事業所税の更正（決定）兼加算金額<br>決定通知書（一般用） |                      |
| 事業所税の更正通知書（減免用）                |                      |
| 延滞金納付書（法人市民税・事業所<br>税用）        |                      |
| 督促状（法人市民税・事業所税用）               |                      |

## 広島市告示第42号

平成17年2月16日

計量法第19条の規定に基づき、計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

## 1 実施区域

安芸区

## 2 期日、場所等

別紙のとおり。

別紙

- 1 計量法第19条の定期検査で特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定以外の特定計量器

| 期 日                                         | 場 所                   | 受 付 時 間                             |
|---------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 4月7日                                        | 阿戸出張所                 | 午前10時30分から正午まで                      |
| 8日                                          | 瀬野小学校                 | 午前10時00分から正午まで及び<br>午後1時から午後2時30分まで |
| 11日                                         | 畑賀小学校                 | 同 上                                 |
| 13日                                         | 中野児童館                 | 同 上                                 |
| 14日                                         | 矢野出張所                 | 同 上                                 |
| 15日                                         | 広島市中央<br>卸売市場東<br>部市場 | 同 上                                 |
| 19日                                         | 船越小学校                 | 同 上                                 |
| 4月7日～<br>12月27日<br>まで（土・日<br>曜日、祝祭<br>日を除く） | 計量検査所                 | 午前8時30分から正午まで及び<br>午後1時から午後5時15分まで  |

- 2 計量法第19条の定期検査で特定計量器検定検査規則第39条第1項に規定された特定計量器

| 期 日                       | 場 所       |
|---------------------------|-----------|
| 平成17年4月8日から<br>同年12月27日まで | 計量器の所在の場所 |

## 広島市告示第43号

平成17年2月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

## 広島市告示第44号

平成17年2月18日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

- 1 供用を開始する年月日

平成17年2月20日

- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式

別紙のとおり。

- 3 供用を開始する排水施設の位置

別図のとおり。

別図 略

（別紙）

| 区 分               | 下 水 を 排 除 す る 区 域 |                                          | 排 水<br>施設<br>の<br>方 式 |
|-------------------|-------------------|------------------------------------------|-----------------------|
|                   | 区 名               | 町 名                                      |                       |
| 汚水及<br>び雨水<br>を排除 | 西 区               | 南観音五丁目の一部                                | 分流式                   |
|                   | 安佐南区              | 八木二丁目及び相田二丁目の各一部                         |                       |
|                   | 安佐北区              | 上深川町及び深川七丁目の各一部                          |                       |
|                   | 佐 伯 区             | 五日市町、八幡三丁目及び三宅四丁目の各一部                    |                       |
| 汚水を<br>排 除        | 東 区               | 中山新町二丁目の一部                               |                       |
|                   | 西 区               | 南観音五丁目、新庄町及び古江西町の各一部                     |                       |
|                   | 安佐南区              | 大町西三丁目、西原四丁目、山本四丁目及び沼田町の各一部              |                       |
|                   | 安佐北区              | 上深川町、深川七丁目、可部六丁目、可部南一丁目、亀山一丁目及び亀山五丁目の各一部 |                       |
|                   | 安 芸 区             | 中野東二丁目、畑賀三丁目、矢野東五丁目及び矢野東七丁目の各一部          |                       |
| 雨水を<br>排 除        | 佐 伯 区             | 五日市町、利松二丁目、三宅四丁目、五日市中央一丁目及び五日市五丁目の各一部    |                       |
|                   | 佐 伯 区             | 三宅四丁目の一部                                 |                       |

## 広島市告示第45号

平成17年2月18日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）

第 9 条第 2 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 下水の処理を開始する年月日  
平成 1 7 年 2 月 2 0 日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。  
(別紙)

| 下水を処理する区域 |                                             | 終末処理場の<br>位置及び名称                            |
|-----------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 区 名       | 町 名                                         |                                             |
| 西 区       | 南観音五丁目、新庄町及び古江西町の各一部                        | 位置：広島市西区扇一丁目 1 番 1 号<br>名称：広島市西部浄化センター      |
| 安佐南区      | 八木二丁目、大町西三丁目、相田二丁目、西原四丁目、山本四丁目及び沼田町の各一部     |                                             |
| 安佐北区      | 上深川町、深川七丁目、可部六丁目、可部南一丁目、亀山一丁目及び亀山五丁目の各一部    |                                             |
| 佐 伯 区     | 五日市町、利松二丁目、八幡三丁目、三宅四丁目、五日市中央一丁目及び五日市五丁目の各一部 |                                             |
| 東 区       | 中山新町二丁目の一部                                  | 位置：広島市南区向洋沖町 1 番 1 号<br>名称：太田川流域下水道東部浄化センター |
| 安 芸 区     | 中野東二丁目、畑賀三丁目、矢野東五丁目及び矢野東七丁目の各一部             |                                             |

広島市告示第 4 6 号

平成 1 7 年 2 月 1 8 日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市農業集落排水処理施設条例（平成 6 年広島市条例第 1 5 号）第 4 条の規定により告示します。

なお、関係図面は、経済局農林水産部において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 供用を開始する年月日  
平成 1 7 年 2 月 1 8 日
- 汚水を排除及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域 | 排水処理施設の名称     |
|-----------------|---------------|
| 安佐北区白木町の一部      | 下三田農業集落排水処理施設 |

広島市告示第 4 7 号

平成 1 7 年 2 月 2 2 日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告します。

なお、変更後の当該農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市役所経済局農林水産部、広島市安佐南区農林建設部農林課並びに広島市安佐北区農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、8 月 6 日及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までを除き毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで。

広島市告示第 4 8 号

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市農業集落排水処理施設条例（平成 6 年広島市条例第 1 5 号）第 4 条の規定により告示します。

なお、関係図面は、経済局農林水産部において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 供用を開始する年月日  
平成 1 7 年 2 月 2 3 日
- 汚水を排除及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域 | 排水処理施設の名称    |
|-----------------|--------------|
| 安佐北区白木町の一部      | 市川農業集落排水処理施設 |

広島市告示第 4 9 号

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

広島市公印管理規則（昭和 2 7 年広島市規則第 3 9 号）第 9 条の規定に基づき、次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 文書の名称  
1 歳 6 か月児精密健康診査受診票
- 印影に使用する公印の名称  
印影印刷専用市長印

広島市告示第 5 0 号

平成 1 7 年 2 月 2 3 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第51号

平成17年2月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称                | 所 在 地                     | 指定年月日      |
|--------------------|---------------------------|------------|
| 太田外科胃腸科放射線科医院      | 広島市中区舟入南4丁目3-1            | 平成16年12月9日 |
| 藤堂眼科医院             | 広島市中区銀山町1-6               | 平成17年2月1日  |
| 平和通り歯科全日空ホテル診療所    | 広島市中区中町7-20<br>広島全日空ホテル1F | 平成17年2月1日  |
| 舟入 幡 薬 局           | 広島市中区舟入中町4-4              | 平成17年2月1日  |
| 訪問看護ステーション マロン     | 広島市東区戸坂新町1-5-31           | 平成16年7月1日  |
| トワニー薬局             | 広島市南区出汐1丁目12-24           | 平成17年2月1日  |
| タカラ薬局 宇品           | 広島市南区宇品御幸5-5-27           | 平成17年2月1日  |
| ミウラ薬局              | 広島市南区皆実町4丁目18-16          | 平成17年2月1日  |
| やちよクリニック           | 広島市安佐南区大塚西3丁目7008         | 平成17年1月1日  |
| たかはし小児科アレルギー科クリニック | 広島市安佐北区口田3丁目26-5          | 平成17年1月27日 |

広島市告示第52号

平成17年2月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 名 称                | 所 在 地           | 廃止年月日       |
|--------------------|-----------------|-------------|
| 太田外科胃腸科医院          | 広島市中区舟入南4丁目3-1  | 平成16年12月8日  |
| 藤堂眼科医院             | 広島市中区銀山町1-6     | 平成17年1月15日  |
| 医療法人森田会 平和通り歯科口腔外科 | 広島市中区中町7-22     | 平成16年12月24日 |
| えのまち薬局             | 広島市中区榎町3-4      | 平成16年12月31日 |
| 舟入 幡 薬 局           | 広島市中区舟入中町4-4    | 平成17年1月31日  |
| 田 中 医 院            | 広島市南区段原3丁目8-13  | 平成16年12月22日 |
| ミウラ薬局              | 広島市南区皆実町4丁目18-8 | 平成17年1月31日  |

広島市告示第53号

平成17年2月24日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市南区丹那町1番1の一部、1番15、1番16、3番3の一部、3番4、14番2、14番3、14番4の一部、15番2の一部、16番1、16番2、16番3の一部、16番4の一部、17番1、17番2の一部、17番6の一部、22番24、22番25、26番2の一部及び32番2の一部

2 開発面積

2,786.91平方メートル

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区東白島町9番14号

有限会社 バースト 代表取締役 菅 泰晶

4 検査済証交付年月日

平成17年2月24日

広島市告示（中区）第26号

平成17年2月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略